

令和3年度 契約に関する統計

令和5年3月31日
財 務 省

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、各省各庁の長から送付を受けた令和3年度の契約に関する統計について、別紙1「令和3年度 契約金額及び件数に関する統計」及び別紙2「令和3年度 随意契約に関する統計」のとおり取りまとめたので、公表します。

（統計の概要）

1. 統計の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間。

2. 統計の対象とした契約

国の支出の原因となる契約（予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号で規定するそれぞれの金額を超えないもの及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第31条に規定する方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。）であって統計の対象期間において締結したもの（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の12に規定する長期継続契約であって、統計の対象期間に契約を締結しなかったもののうち、過年度に締結した契約に基づき統計の対象期間に支出した額の合計が、予決令第99条第3号又は第7号で規定するそれぞれの金額を超えるものを含む。）。

令和3年度 契約金額及び件数に関する統計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額	
		割合		割合
競争契約【A】	87,860	62%	51,305	50%
うち公共工事等 小計【a1】	28,464	20%	31,042	30%
物品役務等 小計【a2】	59,396	42%	20,263	20%
一般競争契約	78,474	56%	45,003	44%
うち公共工事等	20,546	15%	28,066	28%
物品役務等	57,928	41%	16,937	17%
指名競争契約	9,386	7%	6,302	6%
うち公共工事等	7,918	6%	2,976	3%
物品役務等	1,468	1%	3,326	3%
随意契約【B】	52,980	38%	50,554	50%
うち競争性のある契約方式 小計【b1=c1+d1】	25,833	18%	15,668	15%
競争性のない随意契約 小計【b2=c2+d2】	27,147	19%	34,886	34%
うち公共工事等 小計【b3=c3+d3】	5,054	4%	3,496	3%
物品役務等 小計【b4=c4+d4】	47,926	34%	47,058	46%
所管公益法人等との随意契約【C】	13,716	10%	23,288	23%
うち競争性のある契約方式【c1】	8,087	6%	8,530	8%
競争性のない随意契約【c2】	5,629	4%	14,758	14%
うち公共工事等【c3】	911	1%	346	0%
物品役務等【c4】	12,805	9%	22,942	23%
所管公益法人等以外の法人等との随意契約【D】	39,264	28%	27,266	27%
うち競争性のある契約方式【d1】	17,746	13%	7,138	7%
競争性のない随意契約【d2】	21,518	15%	20,128	20%
うち公共工事等【d3】	4,143	3%	3,150	3%
物品役務等【d4】	35,121	25%	24,116	24%
合 計【A+B】	140,840	100%	101,859	100%
うち競争性のある契約方式 合計【A+b1】	113,693	81%	66,973	66%
競争性のない随意契約 合計【b2】	27,147	19%	34,886	34%
うち公共工事等 合計【a1+b3】	33,518	24%	34,538	34%
物品役務等 合計【a2+b4】	107,322	76%	67,321	66%

(注1) 件数及び金額は、令和3年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人等」とは、随意契約に関する統計で区分する所管公益法人、独立行政法人等、特殊法人等及び特定民間法人等をいう。

(注5) 「所管公益法人等以外の法人等」とは、「所管公益法人等」以外の法人又は個人をいう。

(注6) 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。

(注7) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

令和3年度 契約金額及び件数に関する統計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額	
		割合		割合
競争契約のうち「総合評価落札方式」を実施	26,878	31%	37,110	72%
うち公共工事等 小計	21,012	24%	29,502	58%
物品役務等 小計	5,866	7%	7,608	15%
一般競争契約	21,638	25%	34,713	68%
うち公共工事等	15,775	18%	27,106	53%
物品役務等	5,863	7%	7,607	15%
指名競争契約	5,240	6%	2,397	5%
うち公共工事等	5,237	6%	2,397	5%
物品役務等	3	0%	1	0%

(注1) 件数及び金額は、令和3年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、競争契約の合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。

(注5) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

令和3年度 随意契約に関する統計

1. 随意契約合計

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	52,980	100%	50,554	100%	
競争性のある契約方式	25,833	49%	15,668	31%	
うち企画競争・公募を実施したもの	22,105	42%	11,546	23%	
競争に付しても落札者がいない場合等	3,728	7%	4,122	8%	
競争性のない随意契約	27,147	51%	34,886	69%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	45,601	86%	38,577	76%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,056	2%	3,925	8%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	445	1%	845	2%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	3,728	7%	4,122	8%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	633	1%	1,688	3%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	1,517	3%	1,397	3%

2. うち「所管公益法人」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	22	100%	7	100%	
競争性のある契約方式	11	50%	3	43%	
うち企画競争・公募を実施したもの	11	50%	3	43%	
競争に付しても落札者がいない場合等	0	0%	0	0%	
競争性のない随意契約	11	50%	4	57%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	22	100%	7	100%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	0	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	0	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	0	0%	0	0%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	0	0%	0	0%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	0	0%	0	0%

3. うち「その他の公益法人」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,911	100%	591	100%	
競争性のある契約方式	1,072	56%	308	52%	
うち企画競争・公募を実施したもの	1,043	55%	302	51%	
競争に付しても落札者がいない場合等	29	2%	6	1%	
競争性のない随意契約	839	44%	283	48%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,841	96%	573	97%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	3	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	1	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	29	2%	6	1%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	6	0%	3	1%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	31	2%	8	1%

4. うち「独立行政法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,067	100%	1,974	100%	
競争性のある契約方式	675	63%	828	42%	
うち企画競争・公募を実施したもの	667	63%	795	40%	
競争に付しても落札者がいない場合等	8	1%	33	2%	
競争性のない随意契約	392	37%	1,146	58%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,045	98%	1,872	95%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	2	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	1	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	8	1%	33	2%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	3	0%	36	2%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	8	1%	33	2%

5. うち「特殊法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	1,263	100%	461	100%	
競争性のある契約方式	103	8%	17	4%	
うち企画競争・公募を実施したもの	98	8%	17	4%	
競争に付しても落札者がいない場合等	5	0%	0	0%	
競争性のない随意契約	1,160	92%	444	96%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,194	95%	379	82%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	2	0%	0	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	4	0%	0	0%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	5	0%	0	0%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	33	3%	79	17%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	25	2%	2	0%

6. うち「特定民間法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割合		割合	
合 計	11,364	100%	20,845	100%	
競争性のある契約方式	7,298	64%	7,682	37%	
うち企画競争・公募を実施したもの	6,195	55%	4,768	23%	
競争に付しても落札者がいない場合等	1,103	10%	2,914	14%	
競争性のない随意契約	4,066	36%	13,163	63%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	9,994	88%	17,099	82%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	35	0%	41	0%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	71	1%	473	2%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	1,103	10%	2,914	14%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	47	0%	133	1%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	114	1%	186	1%

7. うち「その他の法人等」との随意契約

(単位：件、億円)

区 分	件 数		金 額		
		割 合		割 合	
合 計	37,353	100%	26,676	100%	
競争性のある契約方式	16,674	45%	6,831	26%	
うち企画競争・公募を実施したもの	14,091	38%	5,662	21%	
競争に付しても落札者がいない場合等	2,583	7%	1,169	4%	
競争性のない随意契約	20,679	55%	19,845	74%	
随意契約の根拠別内訳	契約の性質又は目的が競争を許さない場合 (会計法第29条の3第4項)	31,505	84%	18,646	70%
	緊急の必要により競争に付することができない場合 (会計法第29条の3第4項)	1,014	3%	3,884	15%
	競争に付することが不利と認められる場合 (会計法第29条の3第4項)	368	1%	372	1%
	競争に付しても落札者がいない場合等 (予算決算及び会計令第99条の2及び第99条の3)	2,583	7%	1,169	4%
	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用対象 (会計法第29条の3第4項等)	544	1%	1,437	5%
	その他 (予算決算及び会計令第99条等)	1,339	4%	1,168	4%

(注1) 件数及び金額は、令和3年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、各集計単位の合計に対するそれぞれの計数が占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(以下「旧民法」という。)第34条の規定に基づき設立された法人であって整備法第42条に規定する特例民法法人のうち引き続き各省各庁が所管する法人をいう。

(注5) 「その他の公益法人」とは、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人であって整備法第42条に規定する特例民法法人(上記注4に掲げる法人を除く。)、同法第44条に規定する公益社団法人又は公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づき公益認定を受けた公益法人並びに旧民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人(学校法人、社会福祉法人等)をいう。

(注6) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人をいう。

(注7) 「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

(注8) 「特定民間法人等」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年、各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人又は個人、各省各庁が国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人又は個人及びその他各省各庁の長が必要と認める法人又は個人をいう。

(注9) 「その他の法人等」とは、「所管公益法人」、「その他の公益法人」、「独立行政法人等」、「特殊法人等」及び「特定民間法人等」以外の法人又は個人をいう(整備法第45条に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された一般社団法人等を含む。)

(注10) 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

(注11) 「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。